

公益財団法人 仏教伝道協会 助成金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人仏教伝道協会（以下「当財団」という。）は、日本文化の基本でもある慈悲と共生の仏教精神と仏教文化とその学術振興を促進し、現代的理解を弘め、グローバルな啓蒙活動を通して豊かな人間性を育て、より良い社会形成を推進し、もって人類の幸福と世界平和の実現に貢献するという、当財団の公益事業目的に賛同し、国内外にて積極的な活動を行っている個人および団体を支援するため、活動助成金（以下「助成金」という。）を交付する。その交付はこの要綱に定めるところによって行うものとする。

(年間助成金交付総額)

第2条 当財団の助成事業の年間助成金交付総額は、当財団の収支状況によって変動するものとする。

(助成区分)

第3条 助成金の交付を受けようとする個人および団体は、次の助成区分により申請書を作成しなければならない。

A. 団体支援助成：仏教伝道協会の事業目的および、本交付要綱第4条の要件に合致し、その団体の行うすべての事業に広く公益性があり、かつ恒久的な活動が必要と認められる団体の事業運営費用への助成。本区分の助成は、単年度ごとの申請とし、助成最高金額は、その団体の年間活動費総額の70%を超えない金額で1件あたり200万円以内。

B. 事業支援助成：仏教伝道協会の事業目的および、本交付要綱第4条の要件に合致し、かつ、ある特定の事業活動費用に対する助成。本区分の助成は、単年度もしくは複数年度での申請を認める。助成最高金額は単年度、複数年度問わず、各申請事業費総額の70%を超えない範囲で上限を次の通りとする。

B-1 仏教精神・文化普及活動及び人道支援活動：1件あたり200万円以内

B-2 仏教学術振興活動：1件あたり200万円以内

B-3 仏教文化財保護活動：1件あたり500万円以内

C. 沼田仏教講座運営維持・新規開設支援助成

海外主要大学で開講されている「沼田仏教講座」の運営維持、または新規開設されるものへの支援助成：1大学あたり年間2,000万円以内

本区分の助成は、単年度もしくは複数年度での申請を認める。

(応募資格)

第4条 当財団の助成金応募資格は次のすべての条件を満たすものであること。

- (1) 当財団の公益事業目的を理解、賛同し、国内外を問わず日本文化の基礎となる仏教精神、仏教文化とその学術の振興および啓蒙活動を積極的に展開している個人及び団体であること
- (2) 申請内容が営利目的でないこと
- (3) 特定の主義主張の浸透を目的としないこと

(選考基準)

第5条 審査は次の基準に基づき総合的に判断し、選考する。

- (1) 社会的公益性
- (2) 地域貢献度
- (3) 実現性
- (4) 過去の活動実績
- (5) 継続、発展性
- (6) 経費の適正性
- (7) 超宗派性

(応募受付期間)

第6条 助成金申請の受付は毎年10月1日から12月31日までとする。

(申請手続)

第7条 助成金の申請手続は次のように行う。

- (1) 助成金の交付を受けようとする個人および団体は、当財団のホームページより所定の助成金交付申請書をダウンロードし、事業計画および収支予算等を記入の上、参考資料と共に当財団の事務局に提出しなければならない。なお、助成金交付の諾否にかかわらず、添付された参考資料等を含め、助成金申請書は返却しない。
- (2) 助成金の申請において、申請しようとする事業が複数年にわたる場合は、申請時にその必要年数、年度ごとの希望申請金額を明記し、各事業年度の事業計画書・収支予算書を提出しなければならない。
- (3) 申請書提出に際し、以下の条件を満たす推薦者1名の推薦状を提出しなければならない。
 - ① 申請団体をよく知り、助成を受ける事業活動を理解し責任を持って推薦する第三者であること。
 - ② 助成を申請する事業活動に利害関係のないこと。
 - ③ 当財団より照会を行う場合に対応できる方であること。

(交付決定)

第8条 助成金申請を受けた後、当財団における確認、評価作業を行い、その情報をもって外部有識者や専門家からなる助成金審査委員会を開催し、公正な審査の上、委員会の決議を経た上で理事会の承認を得て交付決定を行い、申請者に審査結果を通知する。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付は交付決定年度の翌年度4月1日から3月31日までの間に行うものとする。

(申請内容、事業変更の承認)

第10条 申請者は次の各号に該当する事由が生じたときは遅滞なく当財団に報告し、その承認を得なければならない。

- (1) 助成金の交付申請を取り下げるとき
- (2) 助成対象事業額または助成対象事業の内容を変更するとき
- (3) 助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき
- (4) 助成対象事業を中止または廃止するとき
- (5) 申請者・責任者が変更になったとき

(助成金の交付決定の取消しと返還)

第11条 申請者が次の項目のいずれかに該当したとき、当財団は、助成金の交付決定の取消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。なお、助成金の返金が発生した場合、そのために当該者が不利益を被ることになっても、当財団は一切責任を負わない。

- (1) この助成金交付要綱に違反したとき
- (2) 助成金の交付決定の内容およびこれに付された条件に違反したとき
- (3) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定、または助成金交付を受けたとき

(受給者の義務)

第12条 助成金受給者は次の義務を遂行しなければならない。

- (1) 助成金の交付を受けた個人及び団体は、その事業で作成するパンフレット、ポスター、及びその他印刷物に協賛団体として「公益財団法人(半角スペース) 仏教伝道協会」と記載すること。また、適当な部数を当財団に提出すること。なお、当財団のロゴが必要な場合はこれを提供する。
- (2) 助成金を受けた個人及び団体は、必ず事業終了後、助成事業の遂行および支出状況について、下記の必要書類を添付して、当協会に提出しなければならない。

必要書類：

報告書表紙、最終事業報告書、会計報告書、申請事業を含む、申請個人及び団体全体の当該年度における事業報告書および収支決算報告書、その他（添付物がある場合）。

- (3) 事業が複数年にわたる場合は、毎年中間報告を提出しなければならない。中間報告は、事業の進捗状況のみを所定のフォーマットにそって提出し、当該年度における申請個人及び団体の事業報告書・収支決算報告書を提出しなければならない。
- (4) 助成金を受けた個人及び団体は、交付を受けた助成金に余剰金が生じたときは当財団に返金しなければならない。

(個人情報保護について)

第13条 当財団は、個人情報保護法の趣旨に基づき、以下のとおり個人情報の保護にあたる。

- (1) 助成申請された個人及び団体の情報は当財団の活動案内、連絡事項を送付する場合にのみ使用する。
- (2) 助成金交付にあたり交付先情報として個人名・団体名・活動内容を当協会ウェブサイト上で公開する。
- (3) 法令の定める場合を除き、本人の許可なく情報を第三者に開示・提供することはない。

以 上

公益財団法人 仏教伝道協会